

出入国管理及び難民認定法の改定法の成立に強く抗議する理事長声明

外国人の収容・送還のルールを変える出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）の改定法が、本年6月9日、参議院本会議で可決され成立した。当連合会は、本年4月19日、同改定法案が2021年の通常国会で多くの市民、学者、弁護士などの強い反対により事実上廃案になったものとはほぼ同内容であり、再び国会に提出されたことに強く反対する理事長声明を発して廃案を求めた。にもかかわらず、政府与党及び一部野党により採決され、入管法改定法が成立したことに對し、強く抗議する。

今回の入管法改定法案の中で最も大きな問題は、これまでは難民認定申請中の人は強制送還しないとされていたところを、3回目以上の難民認定申請者に対して、原則として強制送還が可能としている点である。この点、入管当局は、申請者には難民はほとんどいないという難民審査参与員の発言を法改定の根拠（立法事実）としていたが、国会審議の中で、かかる発言を行った一部参与員に審査が集中されていたという恣意的と見られる偏りが判明した。このような審査のあり方に重大な問題を置き去りにしたまま、入管法の改定を押し切ったことは許されることではない。本来保護されるべき難民が誤って保護されず、送還先の国において迫害を受けることになれば取り返しのつかないことになる。衆院法務委員会の参考人質疑では、難民認定基準を見直さないまま申請回数に上限を設ける法案を通すのは、「無辜の人に対し、間接的に死刑執行ボタンを押すということに等しい」と警告する参考人発言もあった。そもそも、難民認定の申請を繰り返さざるを得ないのは、認定基準が厳しすぎるためである。わが国の難民認定率はこの20年間で年平均1%未満であって、先進諸国とは比べものにならないほどの低さであり、本国での迫害のおそれがある外国人を保護できていないと指摘されている。したがって、認定基準の抜本的見直しこそが必要であると言わざるを得ない。

この約2か月に及ぶ国会審議において、難民認定の申請者らが強制送還による「命の危険」を訴え、国際社会からも国際人権基準を満たしていないとの懸念が示された。一方で、刑事手続と異なり、入管の収容手続には裁判所の許可は不要で、しかも収容期間の上限もなく、この14年間で17人もの外国人が入管施設で死亡している。国籍や在留資格の有無等にかかわらず人権保障がなされなくてはならないのは当然であり、入管行政のあり方が根本から問い直されるべき機会でもあった。にもかかわらず、こうした訴えに真摯に向き合うことなく、入管法の改定法案を押し切り、成立させたことは誠に遺憾であり、強く非難せざるを得ない。

今回、入管法改定法が成立したが、今後も入管行政のあり方を根本から見直していくべきであり、当面は認定基準の見直しを含めた、入管から独立した第三者機関による難民審査制度の導入等の抜本的改善を行うべきである。当連合会は、このような見地に立ち、改定された入管法の下でも、本来難民として保護されるべき者が迫害を受けるおそれのある国に強制送還されることのないよう外国人の人権保障に向けて全力を尽くす所存である。

2023年（令和5年）6月13日

近畿弁護士会連合会
理事長 浅野 則 明